

会 議 録

1 会議名

平成28年度 第12回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 諮問事項 北本町保育園の移転について（答申）（公開）
- (2) 諮問事項 上越市営住宅六ノ辻住宅の廃止について（答申／通知）（公開）
- (3) 諮問事項 （仮称）厚生産業会館の管理の在り方について（公開）
- (4) 地域活動支援事業の募集要項、審査・採択の基本的なルールについて（公開）
- (5) 地域活動支援事業の実績報告の検証について（公開）

3 開催日時

平成29年1月16日（月）午後6時32分から午後9時08分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、
青山捷一、飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、小川善司、北川 拓、
小竹 潤、佐藤三郎、澁市 徹、杉本敏宏、高橋浩輔、松矢孝一、
宮崎 陽、山中洋子、山本信義、吉田隆雄
- ・ 自治・地域振興課：佐藤課長、小林元副課長
- ・ こども課：内藤課長、斎藤副課長
- ・ 産業振興課：大坪課長
- ・ 観光振興課：五十嵐課長、柳澤係長
- ・ 都市整備課：佐々木課長、長谷川副課長
- ・ 教育委員会：高橋教育部長

- ・社会教育課：大山課長、早川公民館長、小林博幸副課長、長谷川主事
- ・事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、槇島係長、小林主事

8 発言の内容

【槇島係長】

- ・小林委員を除く19名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：吉田副会長、高橋委員に依頼
次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【西山会長】

「議題等の確認」について、質疑を求めるがなし。

—諮問事項 北本町保育園の移転について（答申）—

—諮問事項 上越市営住宅六ノ辻住宅の廃止について（答申／通知）—

【西山会長】

次第3報告（1）「諮問事項 北本町保育園の移転について（答申）」、次第3報告（2）「諮問事項 上越市営住宅六ノ辻住宅の廃止について（答申／通知）」をまとめて事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料No.1、2、当日配布資料No.1により説明。

【西山会長】

質疑を求めるがなし。

—(仮称)厚生産業会館の管理の在り方について—

【西山会長】

次第4議題（1）「諮問事項（仮称）厚生産業会館の管理の在り方について」、前回会議で、諮問に先立ち駐車場の説明を受けることとしていたことから、担当課へ説明を求める。

【社会教育課大山課長】

前回会議では、（仮称）厚生産業会館の駐車場利用に関し、野球場や陸上競技場で大会が開催される際の対応と観桜会期間中の対応について質問を受けたことから、（仮称）厚生産業会館を含めた高田公園の駐車場に関する市の考え方を説明する。
まず、公園全体の駐車場整備等について、都市整備課から説明する。

【都市整備課佐々木課長】

当日配布資料No.2により説明。

【大山課長】

次に、（仮称）厚生産業会館における対応について、説明する。

高田公園内の駐車場は野球場、陸上競技場など各施設専用の駐車場ではなく全体の駐車場である。（仮称）厚生産業会館前の駐車場に、野球場、陸上競技場の利用者が駐車し、（仮称）厚生産業会館の利用者が駐車できない事態もあるのではとの意見だった。

体育施設を管理する体育課と情報共有を図ることで、駐車場の混雑が想定される大会では主催者と連携しながら、大会車両を体の弱い観覧者や大会来賓に限定するなどにより、公民館やこども施設の利用者へ駐車スペースを確保する対応をとっていく。こうした対応はこれまでもイベントが重複した際には、同様に行ってきた。

観桜会期間中、公園内は一般車両の駐車場を設けていない。（仮称）厚生産業会館前の駐車場も、一般車両や露店出店者の駐車場として開放する予定はない。ただしサークル活動等で定期的に公民館を利用する方々には、満開で車両通行止めとなる日を除き、通行許可証の発行などの対応により通常どおり駐車できるようにしたいと考える。

こども施設は、観桜会期間中、主に観桜会来場者の利用を想定していることから、車で利用したい方には、代わりに市民プラザのこどもセンターやファミリーヘルプ

保育園の利用をお願いすることで、不便をかけることは少ないと考える。

混雑時などは、これらの対応で、一定の利便性の確保に努めていきたい。

【西山会長】

社会教育課及び都市整備課の説明について、質疑を求める。

【松矢委員】

厚生産業会館オープン後、観桜会の露天出店者はどこに駐車してもらうか。

【観光振興課五十嵐課長】

建設工事中の今年度同様、寺町駐車場に駐車してもらう。オープン後も同様の対応を予定している。

【松矢委員】

オープン後も、寺町駐車場に駐車することの了解も得ているのか。

【五十嵐課長】

了解を得ている。

【松矢委員】

露天商出店者は、寺町駐車場から高田公園までどうやって来るか。

【五十嵐課長】

朝早く荷物を下ろし、寺町駐車場へ車を止めて来る。相乗りなどいろいろある。原則寺町駐車場に駐車してもらうことを徹底している。

【西山会長】

次に、意見を求める。

【杉本委員】

観桜会時には厚生産業会館の駐車場が使えないことを前提に、車で厚生産業会館を利用したい人はどうやって来ればよいか、どこかに駐車してから来なければならないがその手当はどうするか、ということをお前回質問したが、有効な回答がなかった。今の説明では、通行許可証で対応することだったが、疑問。

また、600人収容のホールで事業が行われ駐車場が満車のときに、こども施設の利用者は当日配布資料No.2にある徒歩3分、5分圏内の駐車場に駐車してくることになるだろうが、これは大人が歩いた場合のものであり子連れではそうはいかない。さらに雨や雪が降っていたら酷な状況であり、その解決策をどう考えているか。

【西山会長】

杉本委員、これは意見か質問か。

【杉本委員】

意見と質問の両方。

【大山課長】

公民館では施設を定期的にご利用する方を把握しており、通行許可証による対応で利便性の確保を図ることが可能と考える。

ホール利用者600人全員が車で来るとは考えていない。高田公園の駐車場952台は3,000人規模の収容力があると考えますが、動員数が最大の高田城ロードレースでも2,500人規模である。

徒歩3分、5分は、許容範囲と考える。どこの施設でも全員が近くの駐車場に駐車することは不可能。体の不自由な方への対応では、身障者駐車場、おもいやり駐車場による対応を考えている。

混雑する場合や例えば体が不自由な方が集まることがわかった場合は、適正な駐車場利用が行われるように対応するので、心配ない。

【杉本委員】

厚生産業会館の利用者は、必ずしも定期的な利用者ばかりではないので、そのような利用者への手当てが必要。なによりも、雨や雪の日に満車だった場合にどうするのか、そこを聞いている。

【大山課長】

そのような方に配慮し弱者用の駐車場を整備する。また、それでも足りない状況があれば拡張することも今後検討する。

高田公園内に建設することのメリットはとて大きいと考えているので、観桜会のように多くの方が訪れるイベント時には、誘導員を配置するなどしてきちんと対応していく。

【宮崎委員】

駐車場を増やす、近くに確保するというなら、ソフトボール場を全て駐車場にし、あとはテニスコートも利用してはどうか。このような検討をしたことがあるか。

【佐々木課長】

指摘のとおり全て駐車場にすれば駐車台数は増やせる。しかし高田公園に芝生のオープンスペースが非常に少なく、子どもたちが自由に遊べて遊具があり災害時に活動拠点にできる場所が必要だということで、この計画を立てている。その芝生広場の一部を、混雑時に駐車場として利用できる芝生駐車場にするよう設計を進めている。

テニスコートの利用については、今回の整備区域には含まれていないが、検討課題としたい。

【宮崎委員】

芝生を多くと言ったり、厚生産業会館の中庭を芝生にと言ったりするが、都合よく考えたり付け足したりするのではなく、高田公園を根本からやり直すようにしてほしい。

今回はこの内容で仕方がないが、将来計画として駐車場も含め高田公園を再編成するという言葉を聞きたい。

【佐々木課長】

駐車場の再編については、公園利用者の動向を見ながら必要があれば検討する。

【教育委員会高橋教育部長】

担当課で高田公園全体の在り方を考えている。また、高田に住んでいる方にすれば、高田公園への思いはいろいろな意見があると思う。

駐車場の面で言えば、今回整備を含め952台として進めているが、利用状況や高田公園全体の在り方を検討する中で整理したい。

【宮崎委員】

そもそも厚生会館だけだったものに、社会教育施設やこども施設を付けたから駐車場が足りなくなるという問題が起きた。

初めから厚生会館だけでと場所を決め、市民から意見が出て、高田駅周辺にと進んだ経緯もあり、高田区地域協議会が厚生産業会館をお堀の中に作ることに反対し不相当とした問題が、今このような形で現れてきたと言わざるを得ない。

【小川委員】

駐車場以外の意見でもよいか。

【西山会長】

今、駐車場の件で話をしている。それ以外の内容は10分後に。

【吉田隆雄委員】

市の内部で、十分な協議をしているか疑問を感じる。

以前、体育課からは高田公園の陸上競技場を整備するという話があった。するとだんだん駐車場が多く必要になる。都市整備課によると、公園らしい公園を作ると説明があった。公園らしい公園とは、芝生をたくさん植えてそこにひっくり返って本が読めるような公園だという。体育課と都市整備課で話が全然違う。

例えば野球場や陸上競技場を作れば、そのための駐車場が必要になる。だから上新バイパスの近くに改めて立派な駐車場を併設した施設を作る。公園は動かさないで、ひっくり返って本が読めるような芝生を植える。関係課が集まり総合的な計画を立てないと、芝生がいる、駐車場が足りないと、かみ合わない話になる。今後は、市の内部でしっかり協議してほしい。要望である。

【西山会長】

意見でよいか。

【吉田隆雄委員】

はい。

【小川委員】

駐車場がたくさんあるので、満車表示される電光掲示の設置を。

【西山会長】

意見として参考にしてほしい。

他に意見を求めるがなし。

小川委員の駐車場以外の意見というのは、諮問内容についてか。

【小川委員】

(仮称)厚生産業会館の管理についてである。

【西山会長】

これから諮問に入るので、質疑で発言を。

「諮問事項(仮称)厚生産業会館の管理の在り方について」の審議に入ってよいか諮り、委員全員の下承を得る。

担当課に説明を求める。

【自治・地域振興課佐藤課長】

今回は施設の管理の在り方に関し、意見を伺う。

この施設を運営するに当たり、開館時間や休館日に関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響について意見を伺うもの。

施設の使用料は、全市統一の基準に基づき設定しているため諮問項目からは除いている。名称は公募し、検討委員会や教育委員会で選定中であり、高田区地域協議会の意見を伺うものではない。

【大山課長】

当日配布資料No.3により説明。

【西山会長】

ただ今の説明について、質疑を求める。

【杉本委員】

諮問理由に、高田区の住民の生活に及ぼす影響について意見を求めるとある。基本構想の諮問はこれとは違う内容で諮問された。意見を聞くということではなかったと思う。

その時には、市から不相当とした理由を1つにまとめるように話があったが、今回、生活に及ぼす影響についてということなので、意見を1つにまとめる必要はないということではどうか。影響は多岐にわたるので、羅列するようにしないと、及ぼす影響を市へお知らせできない。

【佐藤課長】

設置の時には、市が提案した施設に関し皆さんからの意見を反映できるかどうか、ということで意見を伺った。

今回は施設の管理の在り方であり、有りか無しかという諮問ではない。その点では杉本委員のとおりだが、施設管理にあたりよりよくするための意見を皆さんの中でまとめていただき、1人の意見ではなく、高田区地域協議会の意見として伺いたい。

【西山会長】

よいか。

【杉本委員】

諮問は、適当か不適当かを聞かれているわけではない。前回の北本町保育園の移転や市営住宅六ノ辻住宅の廃止の諮問は、適当か不適当かで審議したが、今回の諮問では影響を聞かれているので、審議の仕方を変えなければならないというのが、今質問した理由。

この管理の在り方で適当か不適当かを聞かれているのではなく、影響はどうかを聞かれているだけなので、どのように議論してどのように結論を出せばよいかが見えない。

【佐藤課長】

今回の諮問では、最後は地域協議会の意見、私たちが提案した管理の在り方が良いかどうかということをお話していただく。その話し合いの中で、いろいろな影響があるから気を付けてほしいという意見があれば、高田区地域協議会としてまとめ意見をいただくように考えている。

【西山会長】

よいか。

【杉本委員】

議長がそれでこの会議を運営できるのならそれでよい。

【高野副会長】

良い影響なら問題ないが、悪い影響があった場合にはこうしたらどうか、という意見を付けるのだと思うがいかがか。

【佐藤課長】

繰り返しになるが、最後は管理の在り方についてそれで良いか、あるいはそうでないかという考えを返していただく。議論の中で、このような影響がある、このようなことに気を付けてもらいたいという意見があると思うので、それを地域協議会としてまとめ、附帯意見として付けていただく。そのような議論をしていただきたい。

【杉本委員】

諮問文書の諮問理由を何回も読んでみたが、高田区の住民生活に及ぼす影響について地域協議会の意見を求める、としか読めない。影響について議論し、適当かどうかを決めてくださいとは読めない。

適当か不適當かということ判断してほしいなら、それを諮問文に入れてもらわないと我々は議論してみようがない。この内容だと、住民の生活に及ぼす影響について議論し意見をくださいとしか読めない。

【佐藤課長】

北本町保育園の移転と、六ノ辻住宅の廃止の諮問文は、いずれも「住民の生活に及ぼす影響について地域協議会の意見を求めるもの」という形で諮問しており、書き方は今回の諮問と変わらない。

私たちがこのように管理運営していきたいということについて、それで良いのか悪いのかという考えが出てくると思うので、それを踏まえ議論し、施設管理上必要な意見だとお考えの意見を附帯意見として付けていただくという形で考えていただきたい。

【浦壁委員】

この諮問理由はおかしいと思う。管理の在り方の是非を問うのに、及ぼす影響について意見を求めるという書き方は明らかにふさわしくないと思う。在り方の是非を諮問するなら、そのようなはっきりとした内容にすべき。

【西山会長】

休憩を入れ、三役で協議してよいか諮り、委員全員の了承を得る。

—休憩—

【西山会長】

議事に戻る。

担当課に説明を求める。

【佐藤課長】

杉本委員からは、管理の在り方に関して住民の生活に及ぼす影響を聞く諮問に対する答申は、イエスかノーかということではないという指摘だった。

ただこの場で、諮問文書を変更するというにはならないし、これは制度の問題なので、28区の全地域協議会から意見をいただきながら検討したいと考えている。

この諮問についてはこのままとし、諮問の考え方や在り方は引き続き検討するというので進めたいと思うので、今回はこの諮問のままで審議を。

【西山会長】

諮問文の言い回しの件は、自治・地域振興課にお願いします。審議に戻ることを諮り委員全員の了承を得る。

改めて、諮問された管理の件について質疑を求める。

【松矢委員】

諮問文書に付いている資料は参考資料となっており、施設の概要が書かれているが、管理の仕方は何も書かれていない。だから資料として不完全。管理の在り方、このように管理するということを書かなくてはいけない。

第2、第4火曜日は休館で、開館時間はこうだということが管理なのか。

【佐藤課長】

資料には、開館時間は午前9時から午後10時、休館日は・・・、という運用の仕方を示した。その考え方は、先ほど社会教育課長から説明した。

決して、管理の在り方、考え方のポイントを外して説明をしているつもりはない、その考え方は私から説明しているので、この形で審議を。

【松矢委員】

休館日や開館時間は、管理ではない。実際この会館を運営するのに、受付やガードマンを配置する、子どもたちや車椅子で来た人をどうサポートするといったことではないのか。

休館日がいつであるかなどは管理の範疇（はんちゅう）ではなく、意見を求められても「はいそうですか」ぐらいしか言えない。管理とは中身の問題ではないか、我々をはぐらかしている感じがする。

【高橋部長】

諮問そのものが高田区の住民に及ぼす影響についてであり、資料は全般的な部分を書いたもので、ガードマンの配置などは諮問内容とは違うと思う。

【松矢委員】

皆さんが管理ということをどう解釈しているか。私の考える管理とは、また別である。

【高橋部長】

管理もいろいろあるが、ここで皆さんに諮問するのは、開館時間、休館日、機能の移転についてである。

【松矢委員】

それが、あなた方が考える管理か。

【高橋部長】

諮問内容である。

【西山会長】

よろしいか。

【松矢委員】

よろしくないがしょうがない。

【浦壁委員】

こちらの開館時間や休館日は、決定事項か。

【大山課長】

決定するに当たり、高田区の市民生活に及ぼす影響について意見を聞くもの。今日はそのための意見を伺う場。影響があるなら、意見をいただきたい。

【青山委員】

開館時間や休館日は、他の市の施設、文化会館やリージョンプラザと同じか。

【大山課長】

休日はそれぞれの施設により異なる。ここはホールや公民館施設などがある複合施設であり、同様の複合施設としてユートピアくびき希望館があるが、そこは毎週休館日がある。文化会館や市民プラザなど貸館が中心の施設は月に1回休館日がある。

公民館施設は基本的に午前8時30分から午後10時までの開館時間となっており、それに準じた運営を考えている。

【小川委員】

管理方式の直営方式というのがよく分からない。午後10時00分まで市の職員が運営するということか。

【大山課長】

ここには公民館がある。公民館は講座を自主的に運営するために、全て直営、要するに市職員、市が雇用する職員が管理する。午前8時30分から午後10時まで、民間に指定管理委託するというのではなく、市職員で運営するという事。

【浦壁委員】

(仮称)厚生産業会館には、ホールと公民館施設、こども施設がある。ホールも全てこの休館日等の対象になるのか。

【大山課長】

そのとおり、ホールも休館日は同じ。ただ、ホールがあるユートピアくびき希望館は毎週休館日があるが、厚生産業会館は隔週の休館日となる。

【澁市委員】

高田区の住民の生活に及ぼす影響を考えると、今いただいている情報は、施設規模、開館時間、休館日など基本的なこと。

より具体的に、職員数、ホール施設の稼働見込、公民館の講座開催見込、こども施設の平日や週末の利用見込み、このような基本的な情報がなければ、素人である私たちは利用者目線に立った影響は判断できないと思う。基本的な情報がなくて判断しなさいというのでは、無責任だと思う。

もう一つ重要なことを。ここは、多機能施設である。ホール施設、公民館施設、こども施設、女性サポートセンターと、何もかも井に入れた感じである。更に、狭い区域の中に陸上競技場と野球場があり、駐車場が450台分ある。私が一番心配しているのは、全ての施設がフルに利用されている状態で...

【西山会長】

簡潔な発言を求める。

【澁市委員】

その状態で災害が起きた時、震度6強の地震が起きた時にどのように避難するか。当然立てているであろう避難計画を教えてほしい。

これらは、我々が諮問を審議する、管理の在り方、管理計画そのものがよいかを素人目線、利用者目線で判断するにはぜひ必要な情報だと思う。それがない状態で審議をとるのは非常に無責任だと思う。

【大山課長】

公民館講座は、現在公民館高田地区館で市の公民館講座を行っているので、同様な講座の開催を考えている。その他、ここは中央公民館の位置付けもあるので、そのような事業も計画している。稼働率は具体的な数字を確認して、回答できるものは回答する。このように会館を的確に運営していきたいと考えている。

周辺施設が同時に使用され、駐車場利用が重複する場合は、駐車場が混まないように対応を取る。建物の中は定員が決まっており、消防法に基づいた建物設計になっているので、ホール600席に人が入っても的確に避難経路は確保できる。出入り口の他にも外へ避難誘導する通路もあり、そのことについては大丈夫である。

【澁市委員】

今説明があったことは基本的な情報であり、諮問内容の一部として文書で出されるべきだと思う。

もう一つ、管理運営計画にはケーススタディが入ると思う。例えば600人収容のホールを使っているときに雨が降ってきた、そこに子どもたちや、体の不自由な方を含む公民館利用者が来た。ところが600人が250台の駐車場を利用していた。その場合、どう対応するか。あなたは先程からずっと十分対応できるとしているが、ケーススタディをしてほしい。

防災計画にもケーススタディが必要だと思う。具体的な資料や文書で示してほしい。

【大山課長】

この施設の駐車場は200台、周辺の遠くない所にも新たに200台分作られるので、600人を収容するには十分な収容台数はあると考えている。そのうえで、更に必要な場合は周辺の駐車場を確保することなので、駐車場のケーススタディは先程の説明で十分足りると考えている。

先ほど回答できなかった稼働率だが、雁木通りプラザなどさまざまな施設を活用する中で、厚生産業会館はほぼフル稼働という想定ができています。ホールは土日7割、平日4割の稼働を想定している。年間20万人の利用を想定しており、しっかり対応できるようにしている。

【飯塚委員】

飲み物が欲しい時のための売店はあるか、それとも自動販売機か。また、市民プ

ラザ2階のホールのような無料で話ができる場所はあるか。

【大山課長】

ホール施設の裏側にスペースを設けており、出店していただくような準備を進めている。その他、自動販売機コーナーも設ける。

参考資料1の4ページ④共用部に「市民の憩いの場となるエントランスホール、ホワイエのほか、集いの場として、交流コーナー」と書いたとおり、共有スペースでは自由に集まって話ができる。

【飯塚委員】

みな無料か。

【大山課長】

共有スペースは無料である。

【飯塚委員】

分かった。

【澁市委員】

ホワイエとはどういう意味か。どういうスペルか。

【大山課長】

スペルは分からないが、ホワイエというのは普通、ホールの入口部分のことを言う。

【澁市委員】

なぜ日本語で書かないのか。

【大山課長】

ホワイエと呼ぶのは一般的。

【西山会長】

他に質疑を求めるがなし。

次に意見を求める。

【杉本委員】

澁市委員の発言と重複するが、諮問をするに足りる資料が付いていない。管理運営について意見を聞くのなら、このように管理運営するという資料が付いていなければ我々は審議してみようがない。このように管理するから、こういう意見をくだ

さいとすべきである。管理のことを書いた資料がないのに管理運営について考えてくれと言われても考えてみようがないので、出し直してもらえない。

そのような資料のほか、先ほどのケーススタディ、雨の日の子ども連れのお母さんをどうするのかはケーススタディに一番よいのではないか、その対応を書いて出してもらわないと。これでは管理運営が何も分からない。

【高橋部長】

地域協議会への諮問の在り方に関わってくることであり、地域協議会に何を諮問し答申を受けるかという根幹にも関わる話だと思う。

諮問事項が何で、その議論に必要な資料は何か。今までもこの形で諮問してきたが、新たにそのような質問が出れば、地域協議会全体に意見を伺いどうするかということが必要になってくるかもしれない。

諮問する項目は口頭では説明したが、見える形にするのも1つの方法であろうし、それは自治・地域振興課でどう対応するかという部分になる。

今日は、予算編成中ということもあり全て確定した内容では説明できないことも理解いただきながら、審議いただきたい。

【小川委員】

これだけの複合施設なので、市はそれぞれの部署にこだわらずに会館全体を自分たちが管理するという意識を持ってほしい。

私は現在、高田小町でえちごトキめき鉄道の雪月花の乗客へのおもてなしをしている。そこで委託管理者に高田小町の説明を3分くらいお願いしたら、委託契約に記載されていないからできないとのことであった。開館時間が午後10時までなら、管理委託する可能性もあるので、委託契約には融通を利かせられる文言を入れるとよいと思う。

【西山会長】

他に意見を求めるがなし。

「(仮称)厚生産業会館の管理の在り方について(諮問)」の採決に入りたいと思うがよいか。

(「無理だ」の声多数)

これから「適当不適當を諮る採決」に入ってよいかを、先ずはみなさんに諮りた

い。

【杉本委員】

今の状況では無理である。

【西山会長】

決を採りたい。無理だという雰囲気では判断するのではなく、決を採るがよいか。

【松矢委員】

何の決を採るのか。

【西山会長】

「適当不適當を諮る採決」に入るかどうかの採決。

【松矢委員】

何の採決か。

【西山会長】

今回の諮問に対する「適当不適當を諮る採決」に、これから入るか、入らないかの採決。

【松矢委員】

先ほどからいろいろと資料が不十分だという意見が出ている。だから我々が判断しようがない。資料が不十分なので、資料の提出があってから。

【西山会長】

それは松矢委員の意見であり、採決してよいという委員もあるかもしれない。

雰囲気では判断するのではなく、はっきり挙手により採決したいということ。数で判断したいということ。

【青山委員】

諮問が厚生産業会館の管理の在り方ということである。その諮問に対する資料がまるっきりないのだから。

【自治・地域振興課小林元副課長】

少しよろしいか。

【西山会長】

はい。

【小林元副課長】

これまでも管理の在り方に関する諮問は、基本的にこの方法により他の地域協議会でも行ってきた。この方法では違うということだと、大きな話になる。

先ほど浦壁委員から、これは決定事項かという質問があった。地域協議会の制度の趣旨は、市が市議会に議案を提出して決定する前に、皆さんから高田区ならではの意見を聞かせていただくというもの。今回みなさんへは、ほぼ3月議会に提案する内容をお示しした。

では避難経路はどうなのか、ということは議会にかけて決める内容ではないためいつでも皆さんからご意見をいただいて反映できる部分は反映していきたい。

市では、基本的に議会の前に地域協議会へ諮問しており、今回は議会に提案し議決をしてもらう事項を地域協議会へ示した。それ以外の管理の方法も教えてほしいということなら、説明するのはやぶさかではないが、今回の諮問内容は開館時間や休館日等、条例で定めるうち管理に関係するところだけになる。

【浦壁委員】

今の説明でかなり明確になったと思う。

ただこの諮問理由の文言の書き方を、在り方についての是非を問うというような明確な書き方にしていただかないといけない。みなさんが何を採決するのか迷っているのはこの点だと思う。ここを書き換えるか書き換えないか、はっきりしていただきたい。

【西山会長】

それは先ほど、こちらでこれから対応するというので、みなさんから了承をいただき、中身の議論に入っている。

今回、市から提出された資料では判断できないか、意見を求める。

【小川委員】

あまりに膨大な資料を提供してもらっても、我々が限られた時間の中で精査するのは大変な仕事量だと思う。だから、基本的にこの提出された資料で良いか悪いかを判断したらどうか。

【西山会長】

北川委員に意見を求める。

【北川委員】

小川委員の意見に賛成である。

【西山会長】

まだ発言していない委員の意見を求める。小竹委員に意見を求める。

【小竹委員】

自分も最初に諮問文を見た時は、これほどのように採決するのかと疑問に思ったので、今、もめていて当然なのかなと思う。

小林副課長の話で、この資料の内容を3月議会にかけることがわかった。明確に分かっているのが開館時間や休館日で、これで良いか悪いかという内容であれば、これで審議はできると思った。

【西山会長】

大滝委員に意見を求める。

【大滝委員】

諮問文書と参考資料の内容が、ぴたりと合っているかというところも言えないということはあるが、このことに関してこれで良いか悪いかと言われれば、悪いということはないと思う。

【西山会長】

佐藤委員に意見を求める。

【佐藤委員】

市からの諮問文書や資料で、差し支えないと思う。

【西山会長】

山本委員に意見を求める。

【山本委員】

諮問の仕方に疑問を感じる。管理の在り方、機能の移転に関し、住民の生活に及ぼす影響となると、討議の仕方が違ってくるのではないか。そういう意味では、この諮問ではここで回答を出すのは難しい。出せないとは言わないが、少し難しい。

【西山会長】

高橋委員に意見を求める。

【高橋委員】

諮問理由と資料に微妙なズレ、食い違いがある。それが、この議論が長引いてい

る原因だと思う。

今、補足説明を聞いて、出された分に限って言えば別に問題ないと思う。先ほど小川委員も言われたが、管理の全てはおそらく資料にしきれないと思う。そういう思いもあるので、今の資料で私はよいと思う。

【西山会長】

高野副会長に意見を求める。

【高野副会長】

ここに書かれていることについて聞かれているなら、これで私は判断したい。

【西山会長】

吉田副会長に意見を求める。

【吉田副会長】

小川委員同様、与えられた資料で判断すべき。膨大な資料をもらっても分からなくなる。

【西山会長】

資料が足りないので今日は判断できないという意見、諮問は出された資料に対して判断するという自治・地域振興課の説明を聞いて、今日結論を出してもよいという意見の方も多くいた。

今日、諮問に対し適当不適當の判断をする採決に入ってよいかを、先ず皆さんに諮りたいがいかがか。

(何人かの委員からよいの声あり)

【杉本委員】

確認したい。今出されている資料の範囲で、適当不適當の判断をすること
でよいか。

引き続き資料を出してもらえるかどうかだが、新たな資料に疑義があれば別案件で議論することになるか、それとも差し戻してやり直すことになるか。

【西山会長】

担当課に説明を求める。

【佐藤課長】

今ここで議論している資料に基づき、今回は諮問に対する答申内容を議論してい

ただく。

そのあとで更に議論をしていきたいということなら、地域協議会の中で自主的審議を行うことを決めていただければ、これからも議論できる。

【松矢委員】

書かれていることが諮問事項だとすれば、都合が悪いことは書かなければよいということになる。

しかしこれでは不十分で、判断しようがないと言っている。ここに書かれていることなら、こんなに長時間かけて議論する必要はない。

【小川委員】

全員が疑問に思ったことを資料として提出してもらい判断するより、とりあえずここは判断し、疑問に思った委員は直接市へ行って確認し、そのうえで問題点があれば自主的審議事項として議論し、市へ意見書を出したらよいのではないかと。

【松矢委員】

市に言っても、はっきり言って握りつぶして聞く程度で終わってしまう。せっかく正式な会議でお互いに意見交換をしている。不十分なことがあれば改めて資料を出して議論しましょうという議論は、このような正式な会議の場ですべき。

【西山会長】

諮問は基本的に、地域協議会からこれをしてくださいというものではない。市長が地域協議会に対し、住民の立場に立ってどのように考えるか、というもの。

こちらがそれ以上のことを聞きたい、資料が欲しいという場合は自主的審議という方法がある。意見書を出せば、市長から答えていただける。

以前、この資料が1つ足りないから判断できないとなったとき、その1つの資料がなければ判断できない人がここに座っているのかという意見もあった。市では、今日の資料で判断してほしいと諮問に来ている。もしそれ以上必要なら、附帯意見を付けることもできる、自主的審議として別にまた説明を聞くこともできる。

時間も迫っているため、採決することを諮り委員全員の了承を得る。

この諮問に対する答申について本日採決を行うことを諮り、採決することに賛成6人、反対10人により、採決は行わないことに決する。

議事日程が詰まっていることから、来月の定例日の前に1回会議を開催すること

の了解を求め、委員全員の了承を得る。

資料がないと判断できないという意見があることから、委員が判断に必要だと考える資料を、理由を付けて1週間以内に事務局へ提出することを諮り、委員全員の了承を得る。

【澁市委員】

私が先ほど発言したこと、例えばホール施設はどのくらいの規模のイベントが年間どのくらい...

【西山会長】

口頭では受けかねる。

【高橋部長】

今回、高田区の地域の皆さんにどのような影響を及ぼすかという諮問をしている。それが、ひとくくりで言えば管理運営なのだが、澁市委員から発言があったような諮問事項からは少し異質なものであることまで審議いただかないと答申をいただけないという話になっているが。

【西山会長】

委員が判断に必要と考える資料を書いて提出してほしいが、それに対して全ての資料を用意するというのではなく、三役でチェックをし、センターにも協力いただきながら、議論に本当に必要だということを確認したい。

また、口頭ではなく文書でセンターに提出していただきたい。

以上2点を諮り、委員全員の了承を得る。

【佐藤課長】

今回この形で諮問したが、議会に対してもこれ以上の資料は出さない。その中で、具体的には開館時間や休館日について、その考え方でよいかを皆さんに聞きたい、というのが今日の会議。

私どもは、この聞きたい内容を変えることはないと考えている。もし変えるのであれば、地域協議会の制度そのものを少し変えていかななくてはならない。諮問事項は変えられないことをベースにお願いしたい。

【西山会長】

皆さん、よろしいか。

【小竹委員】

自分は、これ以上の資料を求める気持ちはない。欲しい委員は小川委員の言うとおり、市へ個別に行ってから審議に臨めばよいと思う。

ただ、この諮問理由を何回読んでも、「意見を求めるもの」ではどう審議してみようもないと思う。だから諮問理由をもっと簡単に「開館時間、休館日はこれでよいですか」といった内容にすれば、いつでも審議できる。

【杉本委員】

住民の生活に及ぼす影響は、開館時間などだけではない。澁市委員と言うとおり管理運営の中身も住民生活に多大な影響を及ぼす。だから住民生活に及ぼす影響について意見を求めるのなら、それらをどうするかと問われたらこうするという答えがないと議論にならない。それは諮問内容と違うのではなく諮問内容そのものだと思う。

高田区の人が多く使うのだから、そこで災害にあったらどうするということは、多大な影響の1つであり、そういったことが諮問内容にならないという話は違うと思う。

【小林元副課長】

議会に諮る前に、市全体を考える議会の立場とは異なるこの高田区の住民の立場から管理の在り方、具体的には開館時間や休館日について意見はないかということを諮問し、問題なければ適当と答申していただく。

避難計画が住民生活に及ぼす影響があるかないかと言えばそれはあると思うが、今回我々はこれまでどおり議会に諮る前に、議会に諮る内容を諮問している。人により審議したい内容は様々だと思うので、必要なら自主的審議として意見を聞かせてほしい。

【松矢委員】

議会に提出する内容で説明というのは、少しおかしい。議会と我々は違う。議会は極端に言えば表向きである。ここはもっと中身の濃い審議をする場所である。議会と同じだと思っているから、先ほど言ったように諮問で都合の悪いことは載せなければよい、書いてあることだけで判断してくださいになってしまう。

【西山会長】

全体で資料提供を受けて皆さんに配る方法と、委員が個々に市へ資料を受け取りに行く方法と、2つの意見があったがどういう方法がよいか。

私は1週間以内に委員から希望する資料を書いて出してもらい、三役でチェックをし、必要な資料を配布する方式としたいが、いかがか。

【杉本委員】

ここは地域協議会という組織だから、個人でという話ではない。高田区地域協議会として資料を要求する格好にしないと、ここの組織の意味がなくなってしまう。

【西山会長】

それでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

【松矢委員】

三役で見るのは、検閲するということか、それとも必要かそうでないかを判断するということか。出されたものは公表するか。

【西山会長】

中身について検討する。そして本人に説明する。

【高橋部長】

審議いただく諮問内容は、参考資料1の3～4番でありこれについては変わらない。これについて質疑いただくために資料が必要なら、それを踏まえて。

【西山会長】

市から諮問された文書について、判断するために足りない部分を請求してほしい。全然方向が違う資料を請求されても、三役で外す可能性もある。先ほど話したとおり、本人とも話をするが、今回諮問されている内容について足りない部分に関する資料の請求をお願いしたい。以上について諮り、委員全員の了承を得る。

【佐藤課長】

先ほど小竹委員から諮問理由について指摘があった、そこを明確にしたうえで改めて皆さんに諮問するという形にしたいと思う。諮問のポイントについては、施設の開館時間、休館日というところは変わらないので、この趣旨に沿って諮問書を改めて見直し、出し直したいと思う。

【西山会長】

資料を求める場合は1週間で、文書にて事務局に提出を。

次回定例日の前に協議会をもう1回開催することを諮り、委員全員の了承を得る。

—地域活動支援事業の募集要項、審査・採択の基本的なルールについて—

【西山会長】

次第4議題(2)「地域活動支援事業の募集要項、審査・採択の基本的なルールについて」、事務局に説明を求める。

【榎島係長】

資料No.3、4、5により説明。

【西山会長】

事務局の説明に質疑を求めるがなし。

予算配分額は決定次第記載することの他は、この原案のとおりとしてよいか諮り、委員全員の了承を得る。

—地域活動支援事業の実績報告の検証について—

【西山会長】

次第4議題(3)「地域活動支援事業の実績報告の検証について」は、時間がないため次回以降に審議する。

—事務連絡—

【西山会長】

次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

- ・協議会日程：2月20日(月)午後6時30分～ 高田地区公民館
- 3月13日(月)午後6時30分～ 高田地区公民館
- 4月17日(月)午後6時30分～ 高田地区公民館
- *2月20日前に再度会議を開催予定。日程は後日連絡

- ・ ニュースレター「創造行政」配布
- ・ 諮問に関する質問について：1月23日（月）までに事務局へ提出
- ・ 編集委員会議について：後日、担当者へ連絡

【西山会長】

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city. joetsu. lg. jp

1 0 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。